

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	第3子以降保育所・認定こども園保育料免除事業 対象者：【基本受給資格要件】 ・婚姻をしていない子どもを3人以上養育していること ・保護者及び第3子以降の児童が太田市に住民登録があること ・市税等、保育施設等利用者負担額（保育料）に滞納がないこと ※所得制限は設定しません。 内 容： 保育料を免除（準認可保育施設は助成） 問合せ：《こども課 入園児童係》 TEL：0276-47-1943
	子育て世帯ベーシックサービス事業 対象者：【基本受給資格要件】 ・幼児教育・保育施設に通園する幼児の保護者であること ・保護者及び幼児が太田市に住民登録があること ・幼児教育・保育施設への給食費の支払いが終了していること 給食費を助成 内 容： ・月4,400円を上限とする ・太田市デジタル地域通貨「OTACO」による 問合せ：《こども課 こども政策係》 TEL：0276-47-1942
	保育園等利用児童おむつ給付事業 対象者： 市内保育園等に在園する0～1歳児 内 容： 紙おむつ及びおしり拭きの物品を定額利用（サブスクリプション）する費用を市が負担することにより、在園児の保護者及び保育士のおむつ等の管理負担を軽減し、市内保育園等の保育環境の充実を図ることを目的とする。 問合せ：《こども課 施設管理係》 TEL：0276-47-1830
	学校給食費無料化・助成事業 対象者：① 無料化事業 ・市立小中学校（太田中除く）、義務教育学校に在籍する児童生徒。 ・市立幼稚園（藪塚本町南幼稚園）に在籍する園児。 ※手続きは不要です。 ② 助成事業 ・太田中学校、県立特別支援学校、私立小中学校、市外小中学校等に在籍する児童生徒。 ・市立小中学校（太田中除く）、義務教育学校に在籍しており、アレルギー疾患により学校給食に代えて弁当を持参している（一部喫食含む）お子さん。 【要件】 ・保護者及び対象児童生徒が太田市に住民登録があること。 ・生活保護法に基づく教育扶助を受けていないこと。 内 容：① 学校給食費が無料になります。 ② 小学生：45,000円、中学生：55,000円（※年間の上限額）をOTACO（太田市デジタル地域通貨）のcoinで支給。 ※国や地方公共団体から給食費の全部又は一部の給付を受けている場合は、助成額が変更となる場合があります。 問合せ：《学校施設管理課 学校給食係》 TEL：0276-20-7086

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	児童医療費を公費助成
	対象者：0歳児～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 内 容：子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費助成をすることにより、児童の健康管理の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 問合せ：《医療年金課 福祉医療年金係》 TEL：0276-47-1940
	放課後児童クラブ
	対象者：仕事などにより昼間家に保護者がいない小学校に就学している児童。 内 容：・放課後から夕方まで学校敷地内の施設や指定民家等において遊びや生活の指導を行います。 ※保護者の送迎が必要です。 問合せ：《児童施設課 放課後児童支援係》 TEL：0276-47-1924
	放課後児童支援事業【こどもプラッツ事業】
	対象者：小学1年生から6年生まで。 保護者等が就労等による留守家庭の児童。 内 容：○実施日時： ・平日は、月曜日から金曜日の放課後から午後5時45分まで ・長期休業日は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時45分まで ※土日祝日、お盆期間中、年末年始は休室。また学校行事によって休室になる場合があります。 ○活動場所： ・学校の敷地内（余裕教室等）や近隣の公共施設 ○負担金： ・月額 3,500円（8月のみ6,000円）、おやつ無し。保険料は別途負担。 ○活動内容： ・学習（宿題）の時間あり。また異学年交流遊びなど。 問合せ：《児童施設課 放課後児童支援係》 TEL：0276-47-3301
	奨学金制度【太田市みらい給付型奨学金】
	対象者：・申請者本人が高校在学中に1年以上市内に住んでいること ・申請者の親が市内に在住していること ・学校教育法に規定する大学等に入学予定または在学していること ・学力優秀で修学意欲のあること ・経済的理由により修学が困難であること（収入要件あり） ・申請者及びその親に市税等の滞納がないこと ・国の給付型奨学金または授業料の減免、その他公私の団体から学資の給付を受けていないこと ・太田市が実施する奨学金等の給付または貸与を受けていないこと 内 容：○給付金額：年額600,000円 ※詳細は下記までお問い合わせください。 問合せ：《教育総務課 総務係》 TEL：0276-20-7080

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	空き家バンク
	対象者：市外から移住・定住のため空き家の利活用を考えている方 内 容：空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと希望する人に物件情報を提供する。空き家流通の活性化および市場に出ていない流通の見込める物件の掘り起こし 問合せ：《まちづくり推進課 空家対策係》 TEL：0276-47-1843
	住宅リフォーム支援事業補助金
	対象者：市内の登録業者を利用して建物のリフォームを行う住宅所有者 ・市内に住宅（集合住宅の専有する部分を含む）を所有している方 ・住宅の所有者とその世帯全員に市税等の滞納がない方 ・リフォームをする建物に申請日の段階で2年以上継続して住んでいる方 ・過去5年度において住宅リフォーム補助金の交付を受けていない方 ・申請日の前日において建築後10年以上経過した建物 ・補助対象額が税込10万円以上の工事 ・同一箇所の工事で、市の他の補助金に申請していない工事 内 容：市内の経済の活性化及び市民の居住環境の向上を図ることを目的に実施補助金の額 ・補助対象額の30%（千円未満切捨）かつ20万円を上限 ・太田市デジタル金券【OTACO(オタコ)】で交付 ・住宅用火災警報器が設置されていない場合は、工事完了までに設置する。 ・予算の範囲内でOTACO（オタコ）ポイントにより交付 問合せ：《まちづくり推進課 空家対策係》 TEL：0276-47-1843
	住宅用再エネ機器導入報奨金
	対象者：令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、自己が居住する市内の住宅に対象機器を設置した、太田市に住民登録のある個人。 内 容：対象機器と支給金額 ・太陽光発電システム（発電出力2kW以上）：一律50,000円 ・蓄電池システム（蓄電容量4kWh以上）：一律50,000円 ・おひさまエコキュート：一律20,000円 ※太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。 問合せ：《脱炭素推進室 企画係》 TEL：0276-47-1953
就農支援	市民農園事業
	対象者：太田市に在住または在勤の人 内 容：区画数：69区画 面積：1区画約50㎡利用料：1㎡あたり200円 農園内の施設と設備 ・農機具庫（1区画1室）・堆肥置場・小型耕運機（1時間200円） ・散水栓・給水所・東屋 問合せ：《農村整備課 施設管理係》 TEL：0276-20-9713

分類	事業名（対象者・内容）
起業支援	創業経営安定資金
	対象者： 創業予定、又は創業して1年未満の方で、市内在住または市内在勤3年以上で市税等を完納している人（保証協会の創業・創業等関連保証を付けること） 内 容： 資金使途 運転資金（6年以内・据え置き1年以内） 設備資金（8年以内・据え置き1年以内） 融資限度額 500万円以内 融資利率 年1.5%以内 保証料 市が全額負担 問合せ： 産業政策課 経営支援係 Tel0276-47-1846
	女性起業支援（おおたなでしこ未来塾）
	対象者： 太田市内在住在勤で起業を選択肢として考えている女性 内 容： 「起業に興味があるけど何をしたらいいの？」「女性ならではの悩みとは？」自分らしい働き方の一つである「起業」について一歩を踏み出すためのセミナーや講義（講師は現役の女性起業家です） 時 期： 6～10月にプレセミナー含め全6回（申し込みは6/23まで） 問合せ： 産業政策課 経営支援係 Tel0276-47-1846